

## 茨木市認知症高齢者等 GPS 利用支援事業のご案内(詳細版)

【手続きの流れ】※令和8年度の申請受付は7/21(火)からです！

※GPS 機器等の導入後では、補助を受けることができません。

予め、要件に合っていることを確認の上、申請してください。

### 要 件

- ①満 40 歳以上の市民
- ②徘徊のおそれがあり、在宅のかた またはその家族等
- ③要介護または要支援の認定を受けているかた
- ④認知症の確定診断を受けているかた
- ※③、④はいずれかに該当

### ①申請書の入手

○長寿政策課で「茨木市認知症高齢者等GPS利用支援事業補助申請書(様式第1号)」(以下 申請書という。)を入手してください。

※市ホームページからも様式のダウンロードができます。  
※オンラインでの申請も可能です。申請はこちらから→



### ②GPS 機器等の選定



導入予定の GPS 機器等の内容・金額が分かるものを準備する。

#### 【対象機器】

- (1) 主にGPS機器等を保有する者の位置情報を把握することが目的であること。
- (2) 衛星測位システムを利用して機器の位置情報を取得する機能を有すること。
- (3) 一般的な電話機能及びウェブサイト閲覧機能を有していないこと。
- (4) 高齢者等が容易に携帯できる大きさ及び重さであること。
- (5) GPS機器等の連続動作時間が最大 200 時間以上であること。
- (6) 介護保険の福祉用具貸与の対象ではないこと。

### ③申請・決定



○申請書と②で準備した導入予定の GPS 機器等の内容・金額が分かるものを

そろえて、長寿政策課に提出してください。

○長寿政策課で内容を確認後、後日、長寿政策課から「茨木市認知症高齢者等GPS利用支援事業補助決定通知書(様式第2号)」または「茨木市認知症高齢者等GPS利用支援事業補助不支給決定通知書(様式第3号)」を送付します。

※この決定通知書が届くまでは、GPS 機器等は導入しないでください。

※助成決定の場合は、「茨木市認知症高齢者等GPS利用支援事業実績報告書兼補助請求書(様式第6号)」もあわせて送付します。

以下の場合には必ず事前にご相談ください。

(別途、変更承認申請書の提出が必要となります。)

- ・事前申請時と同じGPS機器を導入予定だが、事前申請時と金額が異なる
- ・事前申請時と異なる GPS 機器を導入予定



#### ④GPS 機器等の導入と請求

○決定通知到着後、GPS 機器等を導入し、決定日から3月を経過した日又は補助決定の年度末までの早い日までに、③で送付した実績報告書兼請求書に導入時に取得した領収書等(支払手続が完了したことが分かる書類)、導入した GPS 機器等の購入費用と初期費用が分かるもの、決定通知書の写しを添付して、長寿政策課へ提出してください。

※オンラインでの申請も可能です。申請はこちらから→



※導入時にはいったん GPS 機器等の導入費の全額を負担していただく必要があります。領収書を提出される場合の宛名は申請者とし、品名・金額が記載されているかを必ず確認してください。



## ⑤補助金の支払い

○ご指定の口座に補助金を振り込みます。請求書等をご提出いただいた翌月の25日ごろに振り込みます。

補助上限は1万円です。導入費用が1万円を下回る場合はGPS機器等の導入に係る費用を補助します。

### 【お問合せ先】

茨木市 福祉部 長寿政策課

介護予防グループ(南館2階16番窓口)

TEL:072-620-1637

Email:keroyan@city.ibaraki.lg.jp